

【本日の目次】

1.市場トピックス

- ◆所属部の指定についてのお知らせ（市場第二部銘柄から市場第一部銘柄への指定）
- ◆指定替えに係る猶予期間入り銘柄について

2.市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆ランキング情報
- ◆前・後場概況

3.証券取引等監視委員会からの寄稿

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の3.を抜粋しております。

3.証券取引等監視委員会からの寄稿

平成 23 事務年度のインサイダー取引について(その 8)

前 証券取引等監視委員会事務局総務課長 寺田達史

前回は、違反行為者に海外関係者が含まれている、公募増資インサイダー勧告事案をご紹介します。国際的な証券規制当局間の協力体制の意義と、案件の特質をご説明させていただくとして、東京電力株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者(First New York Securities L.L.C.及びコンサルティング会社社員)による内部者取引案件を取り上げた。

今回は、5件目の事案である、ジャパン・アドバイザーズ合同会社に対する検査結果に基づく勧告について、ご説明することとしたい。

この検査結果に基づく勧告は、2つの内容、すなわち課徴金納付命令を行うことの勧告と、行政処分を行うことの勧告を含んでいる。

1. 課徴金納付命令を行うことの勧告

当社は、投資助言・代理業を行うことにつき、内閣総理大臣の登録を受けている会社であるが、当社は投資運用業を行うことにつき登録を受けることなく実質的にその顧客の資産に関する投資運用業をしており、当社の代表社員の主導により、国内の多数の証券会社に対して積極的な情報提供を求め、当社に対する情報提供の頻度・貢献度に応じて各証券会社を評価し、その評価を各証券会社実際に提示した上で、評価に応じて取引発注分量・手数料率を決定するなどし、各証券会社を競わせることにより、各証券会社に対する影響力を強め、法人関係情報を含めた様々な情報の提供

を懲憑してきたと認められる。当社は、外国籍の2つのヘッジファンドの財産を実質的に運用していたところ、当該運用を行っていた当社社員が、平成22年8月20日に、日本板硝子株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、日本板硝子の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年8月24日より前の平成22年8月20日に、上記外国籍ヘッジファンドの計算において、日本板硝子の株式合計265万3,000株を売付価額5億4,178万6,532円で売り付けたものである。

上記行為は、金商法に違反するインサイダー取引行為に該当し、課徴金額は37万円である。

## 2. 行政処分を行うことの勧告

イ) 当社は、投資助言・代理業を行うことにつき内閣総理大臣の登録を受けていた会社であり、当社は、海外所在の運用会社との間で、投資助言契約を締結し、当該運用会社が投資判断を一任されるとともに必要な権限を委任されていた外国籍の2つのヘッジファンドその他の顧客の財産に関し、当該運用会社に対して投資助言を行っているとしているが、実際には投資運用業を行うことにつき内閣総理大臣の登録を受けることなく、当該運用会社から当社にその投資判断を再委任されるとともに、当該投資判断に基づき上記外国籍ヘッジファンドその他の顧客のため投資を行うのに必要な権限を再委任されることを内容とする契約を締結し、当該契約に基づき、当社の代表者を含む複数の運用担当者が、遅くとも平成22年6月以降、上記外国籍ヘッジファンドその他の顧客の財産の運用として、反復継続して上場株式の売買を行っていた状況が認められた。

当社の行為は、金商法第28条第4項に規定する「投資運用業」に該当するものであり、当社は、その代表社員の関与の下、組織的に、同法第31条第4項に基づく変更登録を受けることなく、投資助言という名目で、潜脱的に無登録で「投資運用業」を反復継続的に行っていたものであり、同法第29条に違反するものと認められる。

ロ) 当社は、関東財務局長から、平成20年12月12日付で法人関係情報の管理に係る内部管理態勢が機能していない状況及び法人関係情報を利用した助言を行ったのとして、法人関係情報の管理に関する内部管理態勢の整備を図ること等及びこれらについて改善策を提出することを内容とする業務改善命令を受け、平成21年1月16日付で改善報告書を提出し、当該報告書において「助言記録を毎日検証し、法人関係情報のある銘柄の取引がないことを確認する」旨を報告している。

しかしながら、当社においては、上記報告書提出以降も、当社の社内システムを用いた助言以外の電話等を用いた助言について、法令に反して助言記録を作成・保存していないところ、助言記録が適切に作

成されない状況においては法人関係情報のある銘柄の取引の有無を確認することは事実上不可能である。このとおり、当社は、自身が提出した改善報告書に記載した改善策を何ら履行しておらず、金融商品取引法令及び当局の業務改善命令を軽視する姿勢において甚だしく、法人関係情報の管理に係る内部管理態勢につき、改善が著しく不十分で、法人関係情報を利用した銘柄の取引がなされるおそれが全く排除されていない状況で取引が継続されている状況が認められた。当社における上記の業務の運営の状況は、金商法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第5号に規定する「法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況」に該当するものと認められる。

上記のとおり、1)当社が、投資助言という名目で潜脱的に投資運用業を行っていること 2)1)の結果形式的に内部者取引規制に抵触しない外観になっている状況において、当社が、各証券会社に対する影響力を強めて法人関係情報を含めた様々な情報を提供するよう慫慂しつつ内部者取引を行った点につき重大な悪質性が認められること、ならびに、3)当社の金融商品取引法令及び当局の業務改善命令を軽視する姿勢において甚だしく、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況が継続していること、を併せ考えると、このような状況は、我が国の市場の公正性・信頼性を著しく損ねており、公益及び投資者保護の観点から緊急に是正を要するものと認められる。

このうち、課徴金勧告については、現在、審判手続き中であるが、行政処分勧告の方は、勧告と同日の平成24年6月29日付けで登録取消し、及び業務改善命令が発出されたところである。

今回は事案の概要の紹介に止まったが、次回、本事案の構図や、その国際的証券当局間の協力に基づく摘発の意義等について述べることにしたい。

\*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・ 筆者紹介 寺田達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2010年証券取引等監視委員会事務局総務課長。2012年8月20日より金融庁検査局総務課長。

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>